

本邦航空運送事業者 17 事業者からの混雑空港
運航許可申請について（6 回目）

1. 日 時

令和 6 年 12 月 3 日（火） 10：30～11：40

2. 場 所

国土交通省 4 号館 3 階 運輸審議会審議室

3. 出席者

＜委 員＞

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

＜国土交通省＞

事案処理職員：運輸審議会審理室 波々伯部、高崎、藤澤、内田、増田、廣井、藤間

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和 6 年 11 月 28 日（木）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、審理の結果、本邦航空運送事業者 17 事業者からの混雑空港（成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港及び福岡空港）運航許可申請について、許可することは適当である旨答申することとした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第 7 条の 2 の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。